

学科教本 統合版 改訂表

(令和5・7・1改訂版 対応)

P.5 『4.原動機付自転車』を以下のように変更します。

4. 原動機付自転車

原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車で、次のいずれかに該当するもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車など以外のものをいいます。

● 一般原動機付自転車

総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下の原動機を用いる二輪または三輪の車（三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5mをこえ、車室を有するものは総排気量20cc以下または定格出力0.25kw以下の車）であって次に該当しないもの

● 特定小型原動機付自転車

車体の大きさや構造が自転車道における他の車両の通行を妨げないもので、運転に高い技能を必要としないものとして法令で定められた基準に該当するもの（そのうち、歩道等を通行できるものとして法令で定められた基準を満たすものを特例特定小型原動機付自転車といいます。）

P.20 表中の見出しをそれぞれ以下のように変更します。

信号の種類

● 軽車両や二段階右折の原動機付自転車の右折方法

→ ● 二段階の右折方法

信号の意味

② 車（軽車両を除く）や路面電車は…

→ ② 車（特定小型原動機付自転車と軽車両を除く）や路面電車は…

信号の意味

③ 軽車両（自転車、荷車など）は…

→ ③ 特定小型原動機付自転車と軽車両（自転車、荷車など）は…

P.21 表中を以下のように変更します。

● 赤色の灯火 『4』の2段落目

ただし、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していません。

P.22 表中を以下のように変更します。

● 青色の灯火の矢印 『①』の2段落目

しかし、右向きの矢印の場合には、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は進むことができません。

P.23 『① 人の形の記号のある信号』本文中の単語を以下のように変更し、『*1』を『*2』に繰り下げます。また、欄外に『*1』を追加し、『*1』を『*2』に繰り下げます。

3行目： 自転車 → 特例特定小型原動機付自転車、普通自転車*1

4行目： その他の自転車 → 特定小型原動機付自転車やその他の自転車

*1
普通自転車…
車体の大きさと構造が一定の要件を満たした自転車をいいます。詳しくはP.50を参照。

*2
「歩行者・自転車専用」の標示板



P.23 『● 人の形の記号のある信号（歩行者用信号）の種類と意味』の表中を以下のように変更します。

青色の灯火 3行目
青色の灯火の点滅 8行目
赤色の灯火 4行目

普通自転車は → 特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は

P.26 『5 左折可の標示板があるとき』9行目の単語を以下のように変更します。

自転車の → 特定小型原動機付自転車、自転車の

8. 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め



二輪の自動車、一般原動機付自転車は通行できません。

(307)

10. 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め



特定小型原動機付自転車と自転車は通行できません。

(309)

31. 特定小型原動機付自転車・自転車専用



- ① 自転車道や自転車専用道路を示します。
- ② 特定小型原動機付自転車と自転車（自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車と歩行者・遠隔操作型小型車は、通行できません。

(325の2)

32. 普通自転車等及び歩行者等専用



- ① 自転車歩行者専用道路を示します。
- ② 特定小型原動機付自転車と自転車（自転車道を通行してはならないものを除く。）が通行できる歩行者用道路であることを示します。
- ③ 特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が通行できる歩道であることを示します。

(325の3)

38. 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行



特定小型原動機付自転車と自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

47. 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）



一般原動機付自転車は、右折するとき、交差点の側端に沿って通行し、二段階右折をしなければなりません。

(327の8)

48. 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）



一般原動機付自転車は、右折するとき、あらかじめ道路の中央に（一方通行路は右端に）寄り、右折しなければなりません。

(327の9)

9. 路側帯

(1) 歩行者と軽車両が通行できます。



(1) 歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できます。

10. 駐停車禁止路側帯

(1) 歩行者と軽車両が通行できます。



(1) 歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できます。

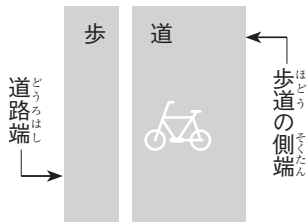
26. 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可



特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が歩道を通行することができることを示します。

(114の2)

27. 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分



特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が歩道を通行することができること、その場合の通行すべき部分を示します。

(114の3)

『1 車道通行の原則と例外』の本文と『Pick up **ピックアップ** 路側帯の種類と通行』の表をそれぞれ以下のように変更し、本文『*3』を『*2』に繰り上げ、欄外『*2』は『*1』の中に編入します。

- 【①】 2行目： また、普通自転車*2以外の車は、歩道通行専用道路を通行してはいけません。 → また、特定小型原動機付自転車と二輪または三輪の自転車以外の車は、歩道を通行してはいけません。
- 【③】 1行目： 軽車両は、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。 → 特例特定小型原動機付自転車と軽車両は、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。

路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者用路側帯
歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できる	歩行者と特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できる	歩行者が通行できる

P.53

『3車両通行帯のない道路における通行』の1・2行目を以下のように変更します。

車両通行帯のない道路*1では、自動車や一般原動機付自転車は道路の左側に寄って、特定小型原動機付自転車や軽車両は道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

P.62

『Pick up **ピックアップ** 自転車専用通行帯』を以下のように変更します。

標識や標示によって普通自転車の専用通行帯が指定されることがあります。この場合は、特定小型原動機付自転車と普通自転車を含む軽車両以外の車は、その通行帯を通行してはいけません。

『4 進行方向別による通行区分』

の8行目以降を以下のように変更し、欄外に

P.69

『**ちょっと注目**』を追加します。

なお、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法が指定された交差点を右左折しようとする一般原動機付自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

ちょっと注目
一般原動機付自転車は、二段階の右折方法により右折する交差点(前ページ参照)では、進行方向別の通行区分にかかわらず、道路の左端に寄って交差点の向こう側まで直進しなければなりません。

P.71

『2 右、左折時の巻き込み(巻き込まれ)防止』の本文5行目の単語を以下のように変更します。

歩行者や自転車など → 歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車など

P.83

欄外の『**ちょっと注目**』内、最終行の後に以下の文章を追加します。

- 特定小型原動機付自転車は構造上20km/hをこえる速度を出すことができません。

1 自転車などへの思いやり

特定小型原動機付自転車や自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です(車道通行の例外については、50ページ参照)。また、自転車道のあるところでは、自転車道を通行します。車の運転者は、車道を走行する特定小型原動機付自転車や自転車に注意し、特定小型原動機付自転車や自転車が安全に通行できるように思いやりのある運転をしなければなりません。

2 自転車などのそばを通るとき

特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔をあけるか、徐行しなければなりません。また交差点では、左側を通行している特定小型原動機付自転車や自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、それらの運転者がこちらに気づいているか確認しながら通行しましょう。

理解度CHECK

ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

1. 歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車のそばを通るときは、安全な間隔をあけるか徐行しなければならない。

ちょっと注目

特定小型原動機付自転車…

特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば、免許を持っていない人でも運転することができます。そのため、交通ルールを十分に理解しない状態で道路を走行しているかもしれません。

歩行者や自転車のそばを通るときと同様に、思いやりのある運転をしましょう。

P.112 欄外『*1』を以下のように変更します。

***1**
軽車両は…
追い越し禁止場所
であっても、自転車な
どの軽車両や特定小型
原動機付自転車は追い
越すことができます。

P.139 『● 主な交通違反の点数と反則金の額』の表中の違反名を以下のように変更します。

右欄25行目：交差点右左折方法違反 → 自動車等交差点右左折方法違反

P.227 『2 緊急地震速報が発表されたとき』の1段落目を以下のように変更します。

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱
以上である場合などに、震度4以上を予想した区域などを、その揺れがくる
前に発表するものです。

P.263 『(2) 運転席での点検』の表中、『四輪車の点検の実施方法』内、
最終行の後に以下の内容を追加します。

駐車ブレーキレバー
(ペダル)の引きしろ
(踏みしろ)

※電動式駐車ブレーキが装着されている
自動車では、制動装置に関する警告灯が点
灯していないかを目で見えて点検します。

P.266 『(4) 車のまわりからの点検』の表中、『四輪車の点検の実施方法』内、
最終行の後に以下の内容を追加します。

タイヤの
空気圧

※タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車は、運転席で空気圧表示の値が規定値で
あるかを目で見えて点検します。

P.298 『1 自動車の登録(届け出)』を『1 自動車の登録(届け出)など』に変更し、
本文3行目の後に以下の文章を追加します。

また、原動機付自転車は申告をして標識(ナンバープレート)をつけなければなりません。


P.299 『(2) 検査標章』の本文2行目の文言を以下のように変更します。

前方から見やすいように → 前方と運転者席の両方から見やすいように

法改正に伴う用語の定義変更により、以下のページ内に記載されている「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に変更します。

15 / 17 / 20 / 21 / 22 / 32 / 40 / 53 / 56 / 68 / 69 / 73 / 82 / 83 /
85 / 112 / 114 / 124 / 125 / 126 / 131 / 133 / 201 / 240 / 285 / 288 /
316

※ただし、以下の箇所については従来通り『原動機付自転車』の記載のままとします。

17: **5** (3) 2行目 / 53: 欄外下部  **ちょっと注目** / 62 / 63 /
83: 表中、項目名 / 83: **Pick up** **ピックアップ** 本文1行目 / 137: **7** **1** 本文1行目 /
298 / 299 / 302 / 339